

平成29年4月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、外傷後ストレス障害(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「診断書の審査の結果、傷病(外傷後ストレス障害)について障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の程度が国民年金法施行令別表(障害年金1、2級の障害の程度表)に定める障害の状態に該当しないため。(国民年金法第30条第1項 不該当)また、請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の程度も国民年金法施行令別表(障害年金1、2級の程度表)に定める程度に該当しないため。(国民年金法第30条の2不該当)」という理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害基礎年金は、障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級及び2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から〇年〇月を経過した平成〇年〇月〇日となることは、当事者間にも争いが無いものと認められるところ、請求人は、第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、障害認定日及び裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、いずれも国年令別表に定める程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が定められている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

(2) 認定基準の「第2 障害認定に当

たつての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様であるので、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされているところ、神経症にあっては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、原則として、認定の対象とならないとされているが、その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分（感情）障害に準じて取り扱ふとされ、認定に当たっては、精神病の病態がICD-10による病態区分のどの区分に属す病態であるかを考慮

し判断することとされている。そして、上記の「認定の対象とならない」とは、その傷病による障害については、それがどのようなものであっても、その状態をもって、国年令別表に定める程度の障害の状態に当たるものとはしないとの趣旨であると解される。

(3) 前記1の(1)で認定した障害認定日ころの本件障害の状態は、病状又は状態像として、抑うつ状態（憂うつ気分、希死念慮）、精神運動興奮状態及び昏迷の状態（自傷）が認められ、その程度・具体的な症状として、○月○日まで休職しており、同月○日から復職したが、仕事に対する不安があり、しなくてはならないという思いが強く、不眠になっているとされている。また、前記1の(2)で認定した裁定請求日ころの本件障害の状態は、病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、刺激性、興奮、憂うつ気分、希死念慮）、精神運動興奮状態及び昏迷の状態（自傷）が認められ、その程度・具体的な症状として、両耳が聞こえず、耳鳴りがあり、大学で遅発性内リンパ水腫と言われ、仕事を休むようになり、心身共に疲れ、希死念慮が強くなっているとされている。そして、障害認定日及び裁定請求日ころの請求人の当該傷病については、いずれもICD-10（国際疾病分類第10訂版）コードは「F43.1」で、これは「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（F40-F48）」の「F43 重度ストレスへの反応及び適応障害」のうちの「F43.1 外傷後ストレス障害」に分類され、神経症の範ちゅうに属するものであり、その臨床症状から判断して、当該傷病による病態は、精神病の病態を示していないと認めるのが相当であるから、前記(2)のとおり、それは認定の対象にならない。したがって、本件障害の状態をもって、国年令別表に定める程度の障害の状態に該当すると認めること

はできないといわざるを得ない。

なお、請求人は、審査請求時に、本件の審査資料である資料1、資料2の各診断書の傷病名欄に「追記、うつ病（F32.1）」と追記しA医師が押印した診断書2通（以下「訂正診断書」という。）を提出しているところ、訂正診断書は、その提出の経緯に照らすと、原処分後に作成されたものであり、かつ、当初に作成された前記の資料1、資料2の各診断書の傷病名を修正することを首肯するに足る客観的合理的な根拠が示されているとはいえないから、これらを審査資料に加えることはできない。

- (4) 以上によれば、障害認定日及び裁定請求日当時における本件障害の状態は、いずれも国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い1級にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。